

○神戸学院大学体育館等使用細則

1992年4月1日

制定

改正 2004年4月1日

2007年4月1日

2015年4月1日

2016年7月28日

第1条 神戸学院大学ポートアイランドキャンパスD号館アリーナ、有瀬キャンパス第1体育館及び有瀬キャンパス第2体育館(以下「体育館」という。)を使用しようとする者は、神戸学院大学体育館使用規程(以下「使用規程」という。)第2条の規定に基づき、使用願を所定の期日までに学生支援センターに提出しなければならない。

第2条 体育館の使用時間は、別表のとおりとする。

第3条 使用規程第4条第3項の規定による使用料は、別表のとおりとする。

2 使用料は、使用許可を受けたとき、直ちに納入しなければならない。

3 既納の使用料は、返還しない。ただし、次の各号の一に該当するときは、その全部又は一部を返還することがある。

(1) 使用者の責に帰すことのできない理由により、使用が不能になったとき。

(2) 大学の都合により使用許可を取り消したとき。

第4条 使用者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 使用許可証を交付された者は、必ずこれを携帯すること。

(2) 使用許可を受けた内容に変更が生じたときは、直ちに届け出ること。

(3) 許可された目的及び場所以外の使用を禁止する。

(4) 体育館シューズを使用すること。

(5) 使用後は、整備、清掃及び消灯を行うこと。

(6) 許可なく、設備、備品等を移動しないこと。

(7) 施設、用具等を破損又は滅失したときは、速やかに学生支援センターに届け出ること。

(8) 体育館内での喫煙や火気の使用を厳禁する。

(9) 原則として体育館内での飲食を禁止する。

(10) 貼紙、落書をしないこと。

(11) 節電、節水につとめること。

(12) ロッカー室、便所等共同使用の場所は、特に清潔、整頓につとめること。

(13) その他、係員の指示に従うこと。

第5条 大学の休業日に使用する場合は、警備室に使用許可証の提示及び終了の報告を行うこととする。

第6条 体育館において飲食を伴う行事を行う場合の手続は、別に定める。

附 則

1 この細則は、1992年4月1日から施行する。

2 神戸学院大学体育館使用細則(昭和48年9月10日制定)は、1992年3月31日をもって廃止する。

附 則(2004年4月1日)

この細則は、2004年4月1日から施行する。

附 則(2007年4月1日)

この規程は、2007年4月1日から施行する。

附 則(2015年4月1日)

この細則は、2015年4月1日から施行する。

附 則(2016年7月28日)

この細則は、2016年7月28日から施行する。

別表

[体育館等使用時間・料金表]

施設	使用時間	学外者の使用料			使用可能時間
		半日(4時間)	全日(8時間)	その他の時間	
		①9時～13時 ②13時～17時	9時～17時	(1時間)	
ポートアイランドキャンパス D号館アリーナ(放送・空調等の 設備費込み)		100,000円	200,000円	25,000円	7時～21時
有瀬キャンパス第1体育館		16,000円	32,000円	4,000円	7時～21時
有瀬キャンパス第2体育館					

[放送室使用時間・料金表]

施設	使用時間	学外者の使用料			使用可能時間
		半日(4時間)	全日(8時間)	その他の時間	

	①9時～13時 ②13時～17時	9時～17時	(1時間)	
有瀬キャンパス第1体育館	2,000円	4,000円	500円	7時～21時
有瀬キャンパス第2体育館				